

## 退職手当請求権等の時効

## 1. 退職手当請求権の時効

国家公務員の退職手当は、職員が退職した場合、一定の支給制限事由に該当しない限り一律に支給されるものであり、国が支払義務を負う金銭債務であるとともに、退職者が権利として請求しうる金銭給付でもある。したがって、退職（死亡による退職を含む。）後5年間、右の請求権を行使しない場合には「会計法」（昭和22年法律第35号）第30条の規定により、時効により消滅する。この場合、退職手当債権は公法上のものであるから一般私法上の民事債権とは異なり、債権の消滅時効についても会計法第31条の規定が適用され、絶対的消滅時効として、時効の援用を必要とせず、また、時効の利益を放棄することもできず、5年間の期間の経過により自動的に権利は消滅することとなる。<sup>1</sup>

## 【参考条文】 会計法（昭和22年法律第35号）（抄）

第三十条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第三十一条 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

② 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

金銭の給付を目的とする国の権利および国に対する権利で金銭の給付を目的とするものの消滅時効も、私法上の権利については主として民法または商法の規定により、公法上の権利についてはそれぞれの法律の規定によるのであるが、他の法律に規定のない場合においては、5年間その権利を行わないことによって時効が完成することとしている。<sup>2</sup>

## 2. 懲戒処分の時効

懲戒権者が職員の非違行為を知った時に、既に当該非違行為がなされてから長期間が経過し、たとえば、当該非違行為について刑事上の公訴の時効が成立しているような場合であっても、当該行為について懲戒処分を行うことは可能である。

すなわち、懲戒処分には刑事罰と異なり時効の制度はなく、職員としての身分を有するかぎり、いつでもその非違行為を問責しうるのである。ただし、懲戒権者が、職員の非違行為事実を知りながら漫然とあるいは恣意的に長期間放置しておいた後に懲戒処分を行うようなことは、懲戒権の濫用となる場合がある。<sup>3</sup>

現行制度において、懲戒の時効に関する規定はないが、本来懲戒処分をもって問責されるべき非違行為があったときは、速やかに懲戒処分を行い、公務秩序維持を図るべきであって、（中略）長期間これを放置した後に行うことは、一般に当を得た措置ではない。しかし、非違行為が悪質であり、かつ、懲戒権者に不注意、怠慢がなく、当該事実を相当期間経過後に知り得たような特殊な場合においては、これに対して懲戒処分をなすことは可能である。<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 退職手当制度研究会編著 「公務員の退職手当法詳解（第4次改訂版）」（学陽書房）661ページより引用

<sup>2</sup> 会計検査院第一局長 大澤實著 「財政法会計法逐条解明 下巻」（全国会計職員協会）177～178ページより引用

<sup>3</sup> 鹿兒島重治・森園幸男・北村勇 編「逐条国家公務員法」（学陽書房）666ページより引用

<sup>4</sup> 財団法人日本人事行政研究所 編「服務・勤務時間・休暇関係質疑応答集」134ページより引用

### 3. 刑事訴訟法における時効

【参考条文】 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）（抄）

- |  |
|--|
| 第二百五十条 時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。<br>一 死刑に当たる罪については二十五年<br>二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年<br>三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年<br>四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年<br>五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年<br>六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年<br>七 拘留又は科料に当たる罪については一年 |
|--|

公訴時効制度の存在理由については、時間の経過に伴って犯罪の社会的影響が微弱化すること、証拠の散逸により適正な裁判の実現が困難となること、訴追を受けず法的・社会的に一定の安定した状態が継続していること、長年の悔悟・自責等によって犯人が事実上処罰を受けたも同然の状態にあること等があげられる。（概していえば、前二者は刑事訴追機関側の事情であり、後二者は被告人側の事情である）。もっとも、これらの事情が具体的事件のすべてに認められるわけではなく、時効制度自体が個人の利益との調整のために規定された一種の擬制であり、刑事訴訟法 250 条に定められた時効期間の設定は政策的な立法判断であることを自覚する必要がある。<sup>5</sup>

### 4. 民法における時効

#### ① 不当利得返還請求権の消滅時効

不当利得返還請求権は、民法の規定によって発生する債権であるから、特段の考慮を施す必要がかりにないとするれば、通常債権として民法 167 条の 10 年の消滅時効にかかる債権と考えるのが論理的であろう。現に大審院判決等はこのような結論を採用している（大判大 15・3・3 新聞 2598・14）。<sup>6</sup>

【参考条文】 民法（明治 29 年法律第 89 号）

- |   |
|---|
| (債権等の消滅時効)<br>第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。<br>2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。 |
|---|

#### (参考 1) 公法上の不当利得について

行政法上の関係において生じる不当利得返還請求権は、一般的に、会計法 30 条、地方自治法 236 条により 5 年間で消滅することになる。もっとも、この点について最高裁は、「会計法 30 条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき 5 年の消滅時効期間を定めたのは、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものであるから、同条の 5 年の消滅時効期間の定めは、右のような行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であつて他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用されるものと解すべきである。」（最判 50・2・25 民集 29・2・143）と述べているから、具体的な同条の適用に当たっては、同条の立法趣旨にも

<sup>5</sup> 高田卓爾・鈴木茂嗣編 「新・判例コンメンタール 刑事訴訟法 3」（三省堂）285 ページより引用

<sup>6</sup> 谷口知平・甲斐道太郎編集 「新版 注釈民法(18)」（有斐閣）375 ページより引用

とづく技術的な不当利得返還請求権の内容の振り分けをせざるを得ないものと思われる。<sup>7</sup>

(参考2) 国賠法の求償権の消滅時効について (宇賀克也著 「国家補償法」より)<sup>8</sup>

国による求償権の行使につき、会計法30条が適用されるかという問題があるが、会計法30条の趣旨については、最判昭50・2・25民集29・2・143が、「会計法30条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年の消滅時効期間を定めたのは、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものであるから、同条の5年の消滅時効期間の定めは、右のような行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であって他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用されるものと解すべきである」と判示している。

国が国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を支払ったのち、故意重過失ある公務員に対して求償する必要が生ずるのは稀であり、行政上の便宜を考慮して、会計法30条を適用する必要はないといえよう。(中略) 求償権の消滅時効期間は、民法167条1項により、10年と解すべきであろう。

(注) 国家賠償法による国又は公共団体への損害賠償請求権の消滅時効

国家賠償法第4条は、国又は公共団体の損害賠償の責任については、同法の規定による外は、民法の規定が適用されることを定めている。国又は公共団体への損害賠償請求権の消滅時効については、不法行為による損害賠償債権の消滅時効に関する規定(民法第724条)が適用されることとなる。<sup>9</sup>

## ② 損害賠償請求権の消滅時効

消滅時効制度は、権利の上に眠るものは法の保護に値いしないという観念と、時間の経過と共に権利の存在の証明が困難になるという事実に基づいて存在するものであり、一般の債権の消滅時効が10年とされているのに対して、民法724条は、不法行為に基づく損害賠償請求権について、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知ったときから3年、不法行為のときから20年で、それぞれ時効にかかる規定している。特に、民法724条がこのように短期の消滅時効を規定したのは、時間が長くとつにつれて、加害者の責任の有無、および損害額の確定・立証が困難になること、さらに、3年もたてば、被害者の感情が平静にもどつてくると考えられるので、その後におよんで再び当事者間の関係を紛糾させるのが妥当でないのみならず、長らく放置して不法行為による損害・苦痛などを忘れていた者には、法的保護を与える必要がない、という考慮に基づいている。<sup>10</sup>

【参考条文】民法(明治29年法律第89号)

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

<sup>7</sup> 谷口知平・甲斐道太郎編集 「新版 注釈民法(18)」(有斐閣)530ページより引用

<sup>8</sup> 宇賀克也著 「国家補償法」(有斐閣)87ページより引用

<sup>9</sup> 加藤一郎編集 「注釈民法(19)」(有斐閣)430ページ参照

<sup>10</sup> 加藤一郎編集 「注釈民法(19)」(有斐閣)376ページより引用